



1. 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・厚生労働省労働基準局長

平成 29 年 8 月 3 日に公布されました労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（平成 29 年政令第 218 号）及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令（平成 29 年厚生労働省令第 89 号）により、アスファルト等 10 物質とそれらを含む製剤その他の物について、譲渡提供する場合のラベル表示、SDS（安全データシート）の交付等を義務付け、また、製造・取扱いの際のリスクアセスメント（安全性の検査）の実施を義務付けるとともに、シリカのうち非晶質のものをこれらの措置の対象から除く改正を行ったところです。本改正につきましては平成 30 年 7 月 1 日より施行（シリカ及び結晶質シリカに係る改正については公布日施行）することとしており、本改正政省令の施行につき都道府県労働局長あて指示しております。

化学物質等の適切な管理に関する制度改正の趣旨をご理解いただくようお願い申し上げます。

なお、本件に係る関連情報について、追って、次の厚生労働省ホームページ「職場における化学物質対策について」の「法令改正等についてのご案内」欄に掲載を予定しておりますので、併せて御参照されますようお願いいたします。（URL:

[http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou\\_roudou/roudouki\\_jun/enzen/anzeneisei03.html](http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudouki_jun/enzen/anzeneisei03.html) )

令別表第 9 に新たに定める表示義務及び通知義務の対象となる化学物質等とその裾切値一覧

物質名	CAS 番号	裾切値	
		表示 (重量%) (安衛則第 30 条関係)	通知 (重量%) (安衛則第 34 条の 2 関係)
アスファルト	8052-42-4	1%未満	0.1%未満
1-クロロ-2-プロパノール	127-00-4	1%未満	1%未満
2-クロロ-1-プロパノール	78-89-7	1%未満	1%未満
結晶質シリカ	14808-60-7 他	0.1%未満	0.1%未満
ジチオりん酸O, O-ジエチル-S- (ターシヤリーブチルチオメチル) (別名テルブホス)	13071-79-9	1%未満	0.1%未満
フェニルイソシアネート	103-71-9	1%未満	0.1%未満
2, 3-ブタンジオン (別名ジアセチル)	431-03-8	1%未満	0.1%未満
ほう酸	10043-35-3	0.3%未満	0.1%未満
ポルトランドセメント	65997-15-1	1%未満	1%未満
2-メトキシ-2-メチルブタン (別名ターシヤリーアミルメチルエーテル)	994-05-8	1%未満	0.1%未満
硫化カルボニル	463-58-1	1%未満	1%未満

※上記の CAS 番号は例示であり、上記に記載の無い CAS 番号が存在する場合もあること。

事業主の皆さまへ

## 非正規雇用労働者の処遇改善のための支援を拡充 ～ キャリアアップ助成金を拡充します ～

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった、いわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップなどを促進するため、正社員化、人材育成、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度です。

### 現行制度

#### 賃金規定等改定（処遇改善コース）

( ) は中小企業以外の額です。

- 有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を2%以上増額改定し、昇給した場合
- すべての賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が
 

1人～3人：10万円 (7.5万円)	4人～6人：20万円 (15万円)
7人～10人：30万円 (20万円)	11人～100人：1人当たり3万円 (2万円)
  - 一部（雇用形態・職種別等）の賃金規定等を増額改定した場合、対象労働者の数が
 

1人～3人：5万円 (3.5万円)	4人～6人：10万円 (7.5万円)
7人～10人：15万円 (10万円)	11人～100人：1人当たり1.5万円 (1万円)

※ 職務評価の手法の活用により処遇改善を実施した場合、1事業所当たり20万円 (15万円) を加算

### 賃金規定等の改定（処遇改善コース）が拡充されます

#### 中小企業に対する加算措置の創設

- 中小企業が基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、昇給した場合 拡充  
上記現行制度の助成額に  
 1人当たり 14,250円 (※18,000円) を加算（すべての賃金規定等改定の場合）  
 1人当たり 7,600円 (※9,600円) を加算（一部の賃金規定等改定の場合）  
 ※ 申請があった企業において、生産性の向上が認められる場合は加算額が増額となります。  
 （ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合は18,000円 (9,600円) を加算額として支給します。  
 ( ) は一部の賃金規定等改定の額です。）
- 平成28年8月24日以降、上記のとおり取り組んだ事業主を加算措置の対象とします。  
 ※ 当該加算措置の創設には、補正予算案の成立、厚生労働省令の改正等が必要であり現時点ではあくまで予定となります。

### より利用しやすいように支給要件を緩和（平成28年8月5日～）

- キャリアアップ計画書の提出期限の緩和（人材育成コースは、従前のとおり訓練開始日の前日の1か月前まで）  
「取組実施前1か月まで」を「取組実施日まで」に変更しました。
- 賃金規定等の運用期間の緩和  
「改定前の賃金規定等を3か月以上運用していること」が要件でしたが、新たに賃金規定等を作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金の実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象となります。
- 最低賃金との関係に係る要件緩和  
「最低賃金額の公示日以降、賃金規定等の増額分に公示された最低賃金額までの増額分は含めないこと」としていましたが、「最低賃金額の発効日以降、賃金規定等の増額分に発効された最低賃金額までの増額分は含めないこと」に変更しました。

LL280824派企01

## 「賃金規定等」とは

賃金規定や賃金一覧表など、賃金額の定めがあれば支給対象となります。

### 就業規則規定例

第〇条（賃金）  
契約社員及びパートタイマーの賃金を〇〇のとおり定める。

### 要件緩和

賃金規定等は、改定ではなく、新たに作成した場合でもその内容が、過去3か月の賃金実態からみて2%以上増額していることが確認できれば助成対象となります。

### 賃金規定等

#### ○ 賃金規定

第〇条（賃金）  
賃金は、基本給、時間外手当、通勤手当とする。  
第〇条（基本給）  
基本給は、時給によって定める。なお、その金額は本人の能力及び経験等に応じ、○級：〇〇円、○級：〇〇円、○級：〇〇円とする。

区分	金額(時給)
1級	〇〇〇円
2級	〇〇〇円
3級	〇〇〇円

#### ○ 賃金一覧表

対象者	金額(時給)
〇〇さん	〇〇〇円
××さん	〇〇〇円
▲▲さん	〇〇〇円

※ 対象者は匿名でも可

## 申請までの流れ

賃金規定等の改定（作成）・増額後、6か月分の賃金を支給した日の翌日から起算して2か月以内に支給申請してください。また、改定（作成）・増額までにキャリアアップ計画書を作成・提出する必要があります。



## 最低賃金総合相談支援センターによる相談支援

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」では、賃金規定等の整備に関する相談や社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣等も行っていますので、ご利用ください。



- ※ その他の支給要件もありますので、まずは最寄りの都道府県労働局、ハローワークにお問い合わせください（支給要件を満たさない場合は助成金を受給できません）。
- ※ コース実施日までにキャリアアップ計画書の提出が必要です（人材育成コースは訓練開始日の前日の1か月前まで）。すでにキャリアアップ計画書を提出していても計画変更届が必要となる場合があります。
- ※ キャリアアップ助成金は、助成人数や助成額に上限があります。
- ※ 詳細なパンフレットはホームページに掲載しています。厚生労働省HP「キャリアアップ助成金」

# 業務改善助成金の拡充のご案内

別添1

業務改善助成金は中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上引き上げた場合、その設備投資などにかかった費用の一部を助成します。

## 制度が次のように拡充されます。

※平成28年度第二次補正予算等に基づく措置

### 制度の拡充 I

事業場内最低賃金の引上げ額	助成率	助成の上限額	助成対象事業場
30円以上	7/10 <sub>(※1)</sub> (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4 <sub>(※1)</sub> )	50万円	事業場内最低賃金が750円未満の事業場
40円以上	(※1)生産性要件を満たした場合には3/4(4/5)	70万円	事業場内最低賃金が800円未満の事業場
60円以上	1/2 (常時使用する労働者数が企業全体で30人以下の事業場は3/4)	100万円	事業場内最低賃金が1000円未満の事業場

### ＜ご留意いただきたい事項＞

- ① 過去に業務改善助成金を受給したことのある事業場であっても、助成対象となります。
- ② 「人材育成・教育訓練費」「経営コンサルティング経費」も助成対象となります。

ここでいう「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値をいいます。助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

※ 賃金引上げを地域別最低賃金の発効日以後に行う場合は、改定後の地域別最低賃金額を上回る事業場内最低賃金を基礎として、上の表に定められた額以上の引上げを行う必要があります。

※ 助成金の支給は第二次補正予算成立が条件となりますが、申請は第二次補正予算成立前であっても可能です。

### お問い合わせ先

全国47都道府県に設置している「最低賃金総合相談支援センター」に、お気軽にお問い合わせ下さい。

各都道府県の「最低賃金総合相談支援センター」の所在地及び電話番号は、厚生労働省ホームページで確認できます。

※厚生労働省ホームページの検索画面又は検索エンジンから「最低賃金 相談」で検索してください。

最低賃金 相談

検索

### 申請先

業務改善助成金の申請・支給の窓口は、都道府県労働局です。

申請する事業場が所在する地域の労働局にお尋ねください。

【担当部署】各労働局雇用環境・均等部（室）

平成29年7月28日に北朝鮮が弾道ミサイルを発射したこと等を踏まえ、我が国は、拉致、核、ミサイルといった諸懸案を包括的に解決するため、更なる独自措置の一環として、資産凍結等の措置の対象者の拡大を決定しました。

これを受け、外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号。以下「外為法」という。）に基づき、以下の措置を実施します。

#### ○ 資産凍結等の措置

8月25日の閣議了解「外国為替及び外国貿易法に基づく北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関する者に対する資産凍結等の措置について」において、北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関する者として新たに6団体・2個人が指定されたことに伴い、これらに対する外為法に基づく資産凍結等の措置を講じることとする。

#### (1) 措置の内容

外務省告示「国際平和のための国際的な努力に我が国として寄与するために講ずる資産凍結等の措置の対象となる北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関する者を指定する件の一部を改正する件」（8月25日公布）により指定される者に対し、外為法に基づく以下の措置を8月25日から実施する。

##### ① 支払規制

外務省告示により指定される者に対する支払等を許可制とする

##### ② 資本取引規制

外務省告示により指定される者との間の資本取引（預金契約、信託契約及び金銭の貸付契約）等を許可制とする。

#### (2) 対象者

追加される北朝鮮の核その他の大量破壊兵器及び弾道ミサイル関連計画その他の北朝鮮に関連する国際連合安全保障理事会決議により禁止された活動等に関する者

#### 【団体】

##### (23) ダンドン・リッチ・アース・トレーディング・カンパニー・リミテッド

**Dandong Rich Earth Trading Company Limited**

所在地：中華人民共和国遼寧省丹東市濱江中路64号佳地広場B座1001号

##### (24) ダンドン・ジーチョン・メタリック・マテリアル・カンパニー・リミテッド

(別称：ダンドン・ジーチョン・メタル・マテリアルズ・カンパニー・リミテッド

；ダンドン・チャンタイ；ダンドン・ジーチョン・メタリック・ミネラル・カンパニー

・リミテッド；ダンドン・チソン・メタル・マテリアルズ・カンパニー)

**Dandong Zhicheng Metallic Material Company Limited**

(a.k.a. Dandong Zhicheng Metal Materials Company Limited; Dandong Chengtai;

Dandong Zhicheng Metallic Mineral Company Limited; Dandong Chisong Metal Materials Company)

所在地：中華人民共和国遼寧省丹東市

##### (25) ジンホウ・インターナショナル・ホールディングス・カンパニー・リミテッド

**Jinhou International Holdings Company Limited**

所在地：中華人民共和国山東省威海市和平路106号

- (26) マンスデ・オーバーシーズ・プロジェクト・アーキテクチュラル・アンド・テクニカル・サービスズ (プロプライエタリー) リミテッド  
**Mansudae Overseas Projects Architectural and Technical Services (Proprietary) Limited**  
 ナミビア国家登録番号：2001 / 044
- (27) ミンジャン・インターナショナル・トレーディング・リミテッド  
**Mingzheng International Trading Limited**  
 所在地：中華人民共和国香港特別行政区九龍旺角弥敦道 707-713 号銀高国際大廈 9 階 A30 室  
 ；中華人民共和国遼寧省瀋陽市和平区市府大路 224-4 号 1305 室
- (28) チンタオ・コンストラクション (ナミビア) シー・シー  
**Qingdao Construction (Namibia) CC**  
 所在地：ERF 338, Platinum Street, Prosperita, Windhoek, Namibia  
 ；P.O. Box 26774, Windhoek, Namibia  
 ナミビア国家登録番号：2008 / 0598

**【個人】**

- (35) チ・ユーポン  
**Chi Yupeng**  
 役職：ダンドン・ジーチョン・メタリック・マテリアル・カンパニー・リミテッド関係者  
 生年月日：1969 年 5 月 22 日  
 国籍：中国  
 旅券番号：E27979708 (中国旅券)  
 身分証番号：210602196905220510  
 性別：男性  
 住所：中華人民共和国遼寧省丹東市元宝区江城大街 129 号 1 座 301 室
- (36) キム・トン Chol  
**Kim Tong-Chol**  
 役職：マンスデ・オーバーシーズ・プロジェクト関係者；マンスデ・オーバーシーズ・プロジェクト・アーキテクチュラル・アンド・テクニカル・サービスズ (プロプライエタリー) リミテッド関係者；チンタオ・コンストラクション (ナミビア) シー・シー関係者  
 生年月日：1968 年 8 月 7 日  
 出生地：北朝鮮  
 旅券番号：472336944, 旅券発行日：2012 年 9 月 10 日  
 旅券失効日：2017 年 9 月 10 日  
 性別：男性  
 住所：34 Herbst Street, Windhoek, Namibia

**連絡・問い合わせ先**

内閣官房国家安全保障局	TEL 03-5253-2111
外務省アジア大洋州局北東アジア課	TEL 03-5501-8000 内線 2414
財務省国際局調査課外国為替室	TEL 03-3581-4111 内線 5289
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部貿易管理課	TEL 03-3501-1511 内線 3241

▶本ニュースに関するご照会・ご意見等は、全中貿事務局 (大洋株式会社内) 鹿内 までお願いします。

全中貿事務局 TEL/ 06-6443-5810 E-MAIL / [zenchubo.jimukyoku@jافتا.jp](mailto:zenchubo.jimukyoku@jافتا.jp)